京都府食の安心・安全推進条例の概要

条例制定の背景・目的(前文)

- ○食は、命と健康を支え、人が生きていく上での基本。健康を維持するために、食の安全性の確保は不可欠で、 その安全性を信頼し、安心感を得て初めて健やかな食生活を営むことができる。
- ○食の安全性を脅かし、安心感を損なう事態が相次ぐ中で、この事態に対処し、食の安心・安全を確保することは府民共通の願い。
- 〇京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地と しての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し育ててきた。
- 〇今、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、協力しながら、施策と取組を推進していくことが必要。
- 〇このような認識の下、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、 食品関係事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関す る施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与。

条例の基本理念(第1条)

- 〇府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 〇生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- ○科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 〇府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- ○府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- ○環境に及ぼす影響に配慮

府、食品関連事業者、府民の責務と役割(第2条~第4条)

府の責務

○総合的かつ計画的な施策 を策定し、実施

食品関連事業者の責務

- ○食の安心・安全の確保について第一 義的責任を有していることを認識し、 必要な措置を適切に実施

府民の役割

- 〇知識と理解を深め、食品の 選択に際し合理的に行動で きるための努力
- 〇施策への意見表明により、 積極的な役割

基本的な施策 (第5条~第15条)

- ○食の安心・安全行動計画の策定・公表
- 〇安全性向上への支援
- ○情報の記録、提供等への支援
- ○適正な事業活動への支援
- ○適正な食品表示の確保
- ○知識の普及、人材の育成
- ○相互理解及び連携の促進
- ○調査研究の推進
- ○情報の収集及び提供
- ○危機管理体制の整備

食品の安全性の確保措置 (第17条~第19条)

- ○農林水産物に係る措置
- ○遺伝子組換え食用作物に係る措置
- ○緊急時の安全性調査

府民参画の推進 (第22条〜第24条)

- 〇施策に対する意見の反映
- ○施策の提案
- ○危害情報の申出
- ○報告の徴収及び立入検査 (第 20 条)
- 〇措置勧告、命令(第21条)
- 〇罰則 (第 27 条~第 29 条)

○食の安心・安全審議会 (第 25 条)

〇財政上の措置(第16条)

〇施行期日 平成18年4月1日

食品の安全性の確保措置の考え方

農林水産物に係る措置 (第17条)

〇農林漁業者は、使用をしてはならない農薬等を使用した農林水産物を出荷又は販売してはならない。

対 象 者: 農林水産物を生産し、又は採取する者

対象農林水産物:①農薬取締法等で使用が禁止された農薬、医薬品が使用された農林水産物

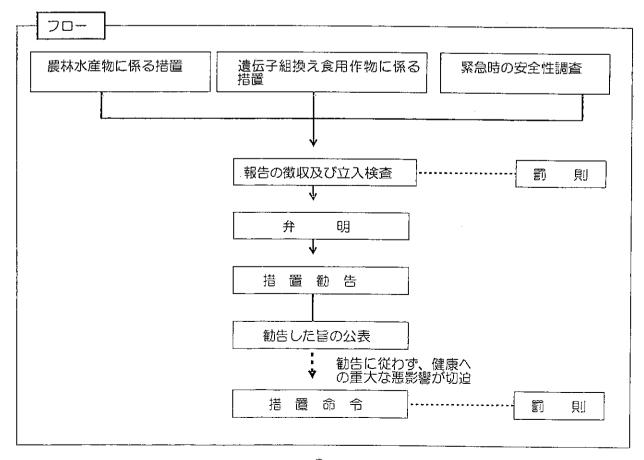
②農薬取締法等に規定する基準に違反して使用された農薬、医薬品が使用された 農林水産物

遺伝子組換え食用作物に係る措置(第18条)

- 〇遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする者は、地域の一般食用作物の栽培者等に対して説明会の 開催などにより周知させなければならない。
- 〇栽培者は、一般食用作物との交雑、混入防止措置を講じなければならない。
- 〇栽培者は、交雑防止措置、栽培場所その他規則で定める事項を、知事に報告しなければならない。
- 〇府は、栽培の内容に係る情報提供、交雑等防止のための技術的支援その他必要な施策を実施する。

緊急時の安全性調査 (第19条)

- 〇知事は、必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、健康に 悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。
- 〇知事は、調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。 ただし、緊急を要するときは、この限りでない。



国の法律等との関係イメージ

